

令和8年度 第2回

一般競争入札による市有地売払い案内

市有地をお売りします



前橋市ホームページでもご覧いただけます。



または、

前橋市 市有地売払い

検索

令和8年10月

財務部資産経営課



一般競争入札による市有地売払いのながれ

入札参加申込

令和8年11月9日（月）から令和8年11月24日（火）までに参加申込みをしてください。
※申込みをする前に、必ず現地を確認してください。

入札保証金の納付

入札保証金として、入札金額の5%以上の金額を令和8年12月4日（金）までに現金で納付してください。
※非落札者の入札保証金は、後日お返しします。
※落札者の入札保証金は、契約保証金に充当することができます。

入札実施

令和8年12月7日（月）に入札を行います。
※予定価格以上で最高金額の入札者を落札者とします。

契約保証金の納付

※契約保証金として、落札金額の10%以上を契約締結の前に納めていただきます。なお、契約保証金は売買代金に充当します。

売買契約締結

落札された場合、令和8年12月17日（木）までに売買契約を締結していただきます。
※契約書に貼付する「収入印紙」は、落札者の負担になります。

売買代金納付

令和9年1月18日（月）までに契約保証金を差し引いた売買代金を納付していただきます。

所有権移転登記

売買代金完納後、市が所有権移転登記を行います。
※所有権移転登記に必要な「登録免許税」は、落札者の負担になります。

土地の引渡し

登記完了後、土地を現状のまま引き渡します。

目 次

1	入札に付する物件	1 ページ
2	お問合せ先	2 ページ
3	入札参加申込者の資格	2 ページ
4	売払い案内の配布	2 ページ
5	入札参加申込方法	3 ページ
6	入札保証金の納付等	3 ページ
7	入札実施日時等	3 ページ
8	入札当日に持参するもの	4 ページ
9	入札方法等	4 ページ
10	無効な入札	4 ページ
11	入札参加申込者の資格審査	4 ページ
12	売払い条件	5 ページ
13	契約保証金の納付	5 ページ
14	売買契約の締結	5 ページ
15	売買代金の納付方法等	5 ページ
16	所有権の移転等	5 ページ
17	土地の引渡し	5 ページ
18	電柱及び支線等	6 ページ
19	上水道の取出し	6 ページ
20	下水道の取出し	6 ページ
21	制限等についてのお問合せ先	6 ページ
22	応札のない土地の取扱い	6 ページ
23	入札結果の公表	6 ページ
24	その他	6 ページ
25	土地の概要	7 ～ 1 8 ページ
26	契約書（例）	1 9 ～ 2 1 ページ
27	入札参加申込書及び誓約書並びに市有地随時売払いのご案内	巻末

一般競争入札による市有地の売払いについて

市有地の一般競争入札による売払いを次のとおり実施します。入札への参加を希望される方は、本案内のほか、周辺環境及び建築制限など物件について必ずご自身で調査・確認の上、申込手続をしてください。物件の引き渡しは、現状のままで行います。

※一般競争入札による売払いとは、複数の申込者が価格を競り合い市があらかじめ定めた価格（予定価格）以上で最も高い金額で入札した方と契約をする方法です。

1 入札に付する物件

(1) 資産経営課分

入札 番号	所在地	地目	面積	入札予定価格
1	朝日町四丁目9番20	宅地	1,747.37m ²	57,840,000 円
2	南町三丁目32番3	宅地	2,005.51m ²	86,440,000 円
3	南町三丁目32番7	宅地	198.16m ²	12,250,000 円
4	荻窪町1322番1、1325番1、1326番1	宅地、原野	3,831.64m ²	4,990,000 円

(2) 東部建設事務所分

入札 番号	所在地	地目	面積	入札予定価格
5	堀越町701番	雑種地	1,527.00m ²	7,790,000 円

(3) 公営事業課

入札 番号	所在地	地目	面積	入札予定価格
6	大渡町一丁目5番2、5番3	宅地	201.73m ²	11,430,000 円

※物件の詳細は、土地の概要（7ページから18ページまで）をご覧ください。

2 お問合せ先

- 【入札番号 1～4】資産経営課 資産活用推進室 027-898-6654（直通）
【入札番号5】東部建設事務所 用地管理係 027-283-1812（直通）
【入札番号6】公営事業課 管理係 027-235-2000（直通）

3 入札参加申込者の資格

個人、法人を問わず、入札に参加できます。ただし、次のいずれかに該当する方は入札に参加できません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に掲げる者
- (2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象になっている団体及びその構成員
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に掲げる者若しくは(2)に掲げる者から委託を受けたもの、またはそれらに掲げる者の団体
- (4) 公有財産の買受けについて一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない方
- (5) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する前橋市職員

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）（抜粋）

（一般競争入札の参加者の資格）

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき
 - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者が契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

4 売払い案内の配布

期間	令和8年10月9日（金）から令和8年11月24日（火）まで 午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）
場所	資産経営課、東部建設事務所、公営事業課、各支所・市民SC等

5 入札参加申込方法

入札に参加しようとする方（以下「入札参加者」という。）は、提出書類を揃えて直接ご持参ください（**郵送による申込みはできません。**）。

(1) 受付期間等

期間	令和8年11月9日（月）から令和8年11月24日（火）まで 午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）
場所	入札番号 1～4 前橋市役所 6階 資産経営課（大手町二丁目12番1号） 入札番号 5 大胡支所 1階 東部建設事務所（堀越町1115番地1） 入札番号 6 日本トーターグリーンドーム前橋 1階 公営事業課 （岩神町一丁目2番1号）

(2) 提出書類

- ア ☐ 入札参加申込書（巻末に添付）
イ ☐ 誓約書（巻末に添付）
ウ ☐ （個人の場合）住民票抄本 ※3か月以内に発行された原本
※個人番号（マイナンバー）の記載は不要です。
エ ☐ （法人の場合）商業登記現在事項証明書 ※3か月以内に発行された原本

(3) 注意事項

- ① 提出された書類に事実と相違する記載があるときは、申込み及び売払いの決定は無効になります。
- ② 提出された書類は、お返ししません。
- ③ 提出された書類等による個人情報の取り扱いについては、入札、契約締結、登記嘱託事務等、本来の目的を達成するために使用することとし、当課職員により、管理、処分します。
- ④ 入札参加申込者、入札者、土地所有権移転登記名義人は全て同じになります。夫婦等、共有名義の登記を希望する場合は連名で申込みしてください。
※連名の場合は、持分割合を明記してください。
- ⑤ 申込みの受付をした後、申込書等の差替え又は再提出はできませんので、よくご確認ください。
- ⑥ 申込みの件数は、一切お答えできません。

6 入札保証金の納付等

入札参加者は、入札番号ごとに**入札金額の5%以上（円未満切り上げ）**を入札保証金として、令和8年12月4日（金）までに納付しなければ入札に参加できません。

(1) 納付方法

入札参加申込みの際にお渡しする前橋市発行の納入通知書により、金融機関等に納付してください。

(2) 入札保証金の返還等

- ① 入札者が納付した入札保証金については、落札者以外の方には、口座振り込みにより返還します。
- ② 落札者が納付した入札保証金は、原則、契約保証金に充当します。
- ③ 入札保証金には利息は付しません。
- ④ 入札後、落札者が売買契約を締結しないときは、入札保証金は前橋市に帰属することになり、お返ししません（地方自治法第234条第4項）。

7 入札実施日時等

日時	令和8年12月7日（月）	午前9時45分から順次
場所	前橋市役所 本庁舎3階32会議室	（大手町二丁目12番1号）

※入札時間については、申込物件数によりしますので、詳しい時間は直接申込者に連絡いたします。

8 入札当日に持参するもの

- (1) 入札参加申込書受領書
- (2) 入札書
※共有名義の場合は全員の記名が必要です。
- (3) 入札保証金を納付した納入通知書兼領収証書（原本）
- (4) 委任状
代理人が入札をする場合や共有名義で代表者が入札を行う場合には、委任状を提出してください。
- (5) 入札保証金還付請求書

9 入札方法等

- (1) 入札書は直接持参してください。電報、電送又は郵送による入札は認めません。
- (2) 入札参加者は、所定の入札書に必要な事項を記載し提出してください。
- (3) 提出後の入札書は、書換え、引換え又は撤回することはできません。
- (4) 開札は、入札の場所において入札終了後直ちに、入札者又はその代理人の立ち会いの上、行います。
- (5) 開札の際には、入札者の氏名（法人の場合は名称）及び入札者ごとの入札金額を読み上げます。
- (6) 開札の結果、落札者があるときは、落札者の氏名（法人の場合は名称）及び落札金額を、入札会場において宣言します。
- (7) 落札の決定にあたっては、前橋市が定めた予定価格以上の金額で、最も高い金額により入札を行った者を落札者とします。
- (8) 落札者となるべき者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。
この場合において、同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできません。
- (9) 入札を公正に執行することができないなどの特別の事情があると認められるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがあります。

10 無効な入札

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札
- (2) 同一の入札において同一人がした2つ以上の入札（代理の場合も含む。）
- (3) 委任状を提出しない代理人がした入札
- (4) 不正行為による入札
- (5) 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明確な入札
- (6) 売払い案内等において示された条件に違反した入札
- (7) 入札に関し、担当職員の指示に従わなかった入札
- (8) 入札保証金の納付額が入札金額の5%に満たなかった者がした入札
- (9) 予定価格に満たなかった金額での入札

11 入札参加申込者の資格審査

入札参加申込みの受付後、書類審査に加えて、入札参加申込者の方の実態調査や暴力団等でない旨の調査を行う場合がありますので、ご了承ください。

12 売払い条件

- (1) 売買代金は、納付期日までに全額を納付してください。分割納付はできません。
「15 売買代金の納付方法等」をご覧ください。
- (2) 土地の買受人は、関係法令及び土地売買契約書の条項等を遵守してください。
- (3) 売買物件の引渡しの日から、次に該当する行為をすることはできません。
 - ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業への使用
 - ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に定める暴力団その他の反社会的団体及びその構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する使用
- (4) 土地は現状有姿のまま引き渡します。敷地の造成、工作物(擁壁・フェンス・電柱・舗装等)の撤去、上下水道及びガス引き込み管の撤去・布設替え、樹木の伐採・剪定、隣接地権者との協議、現況の変更に関しては、購入者で行ってください。

13 契約保証金の納付

落札者は、契約締結までに、入札番号ごとに落札金額の10%以上(円未満切り上げ)の金額を契約保証金として納付しなければなりません。納付していただいた契約保証金は、全額を売買代金へ充当させていただきます。なお、契約保証金には、利息は付しません。

14 売買契約の締結

- (1) 契約締結時にご用意していただくもの
 - ① 契約書2部 ※落札者の方にお渡しします。
 - ② 契約書に貼付する収入印紙 ※売買代金に応じた金額となります。
 - ③ 契約者の印鑑(朱肉を使用するもの)
 - ④ 登録免許税にかかる収入印紙 ※入札後の落札者説明会でお知らせします。
 - ⑤ 契約保証金を納付した納入通知書兼領収証書(原本) ※確認後お返しします。
 - ⑥ その他必要書類 ※入札後の落札者説明会でお知らせします。
- (2) 契約締結期限
令和8年12月17日(木)が契約締結期限です。
- (3) 契約にあたっての注意事項
契約締結期限の延期は、いかなる理由があろうとも認められません。
また、落札者が定められた締結期限までに契約を締結しない場合は、当該落札は無効となりますので、ご注意ください。

15 売買代金の納付方法等

- (1) 売買代金は、令和9年1月18日(月)までに契約保証金を差し引いた金額を納付してください。
- (2) 売買代金は、前橋市が発行する納入通知書により納付していただきます。なお、納入通知書は契約締結時にお渡しします。
- (3) 売買代金の分割納付はできません。
- (4) 納付期日までに売買代金が納付されない場合、当該契約を解除のうえ、契約保証金は違約金に充当しますので十分ご注意ください。

16 所有権の移転等

- (1) 売払い物件の所有権は、落札者が売買代金を完納したときに移転します。
- (2) 所有権移転登記の手続きは、売買代金が納付されたことを確認した後、落札者からの請求に基づき前橋市が行います。
- (3) 所有権移転登記完了後に登記識別情報通知をお渡しします。
- (4) 登記の際に必要な登録免許税は落札者の負担となります。

17 土地の引渡し

所有権が移転したときをもって、現状有姿のまま土地を引き渡します。

18 電柱及び支線等

売払い物件内にある電柱及び支線等は移設できませんので、現地をよく確認してください。

19 上水道の取出し

上水道の取出管が設置されていない土地があります。使用する場合の取出管の設置は落札者の負担となります。

20 下水道の取出し

- (1) 下水道が使用可能でも敷地内に下水道の取出管が設置されていない土地が一部あります。（一宅地に一箇所の取出し工事費は無料です。）

21 制限等についてのお問合せ先

- | | |
|--------------------|------------------|
| (1) 用途地域、地区計画等 | |
| 都市計画課 | 027-898-6943（直通） |
| (2) 建築制限等 | |
| 建築指導課 | 027-898-6754（直通） |
| 開発指導課 | 027-898-6758（直通） |
| (3) 上水道 | |
| 水道局 水道整備課 | 027-898-3022（直通） |
| (4) 下水道 | |
| 水道局 下水道整備課 | 027-898-3063（直通） |
| (5) 都市ガス | |
| 東京ガス(株)群馬導管・設備センター | 027-323-3843（直通） |

22 応札のない土地の取扱い

今回の入札において応札のなかった土地については、次回入札実施期間まで今回の入札と同一の条件で、随時売り払います。

23 入札結果の公表

入札結果の確定後、落札者名、落札金額及び入札者数を前橋市ホームページにて公開します。あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。

なお、落札者が個人の場合は、個人名を非公開とし、落札金額のみを公開します。

24 その他

本案内に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令、前橋市財務規則、前橋市契約規則等の定めるところによって処理します。

次項より **土地の概要** です。

位置図は、上が北です。
現地及び内容等をよくご確認のうえ、申込み手続きをしてください

物 件 調 書

入札番号	1	最低入札価格	57,840,000 円 (33,101 円/㎡、 109,233 円/坪)
------	---	--------	---

所在地		朝日町四丁目 9 番 2 0			
地目		宅地	公簿面積	1,747.37 ㎡	
道路と敷地の関係		北側幅員20m（北側道路：法第42条第1項第1号）			
法令に基づく制限	種類	内容		お問い合わせ先 電話番号	
	都市計画区域	市街化区域		(1) 用途地域等について 都市計画課 027-898-6943	
	用途地域	近隣商業地域/準工業地域※			
	建ぺい率	8 0 %			
	容積率	2 0 0 %			
	防火地域	指定なし		(2) 建築制限等について 建築指導課 027-898-6754 開発指導課 027-898-6758	
	前橋市立地適正化計画	都市機能誘導区域： 区域外	居住誘導区域： 区域内		
	その他の制限等	一部新町土地区画整理事業区域→建築物を建築する際→都市計画 法第 5 3 条の許可申請必要 ※準工業地域の建ぺい率は 6 0 %です。			
供給処理施設の状況	種類	内容	状況	お問い合わせ先	電話番号
	電気	可		東京電力エナジーパートナー(株) カスタマーセンター群馬	0120-995-222
	都市ガス	可	本管延伸が必要な可能性	東京ガス(株)北部導管事業部 群馬導管・設備センター	027-323-3843
	上水道	有	取出し有北側 PEP50	水道局 水道整備課	027-898-3043
	下水道	有	下水道負担金：賦課済	水道局 下水道整備課	027-898-3063
周辺公共施設	種類	内容		位置関係	
	市役所等	まえばし医療センター		物件から西へ0. 5 k m（直線距離）	
	小学校（学区）	中川小学校		物件から西へ1. 3 k m（直線距離）	
	中学校（学区）	みずき中学校		物件から北西へ2. 5 k m（直線距離）	
留意事項	※現況有姿での引渡しとなります。現地を必ずご確認ください。				
	・本物件敷地内外の土壌、工作物（擁壁・フェンス・埋設物等）、供給設備の補修・移設・撤去・再築造、樹木の剪定及び隣接地権者との協議その他本物件の現況に関する事項について、前橋市は対応しません。また、土壌調査、地盤調査、地下埋設物調査等は行っていません。				
	・1,000㎡以上の土地であるため、開発行為を行う場合は、都市計画法第29条の許可を必要とします。詳しくは、開発指導課開発係（027-898-6758）へお問い合わせください。				
	開発行為を行う場合は、前橋市宅地開発指導要綱に基づく手続きを必要とします。				
	・埋蔵文化財未調査地のため、開発する場合は、文化財保護課に別途協議をお願いします。				

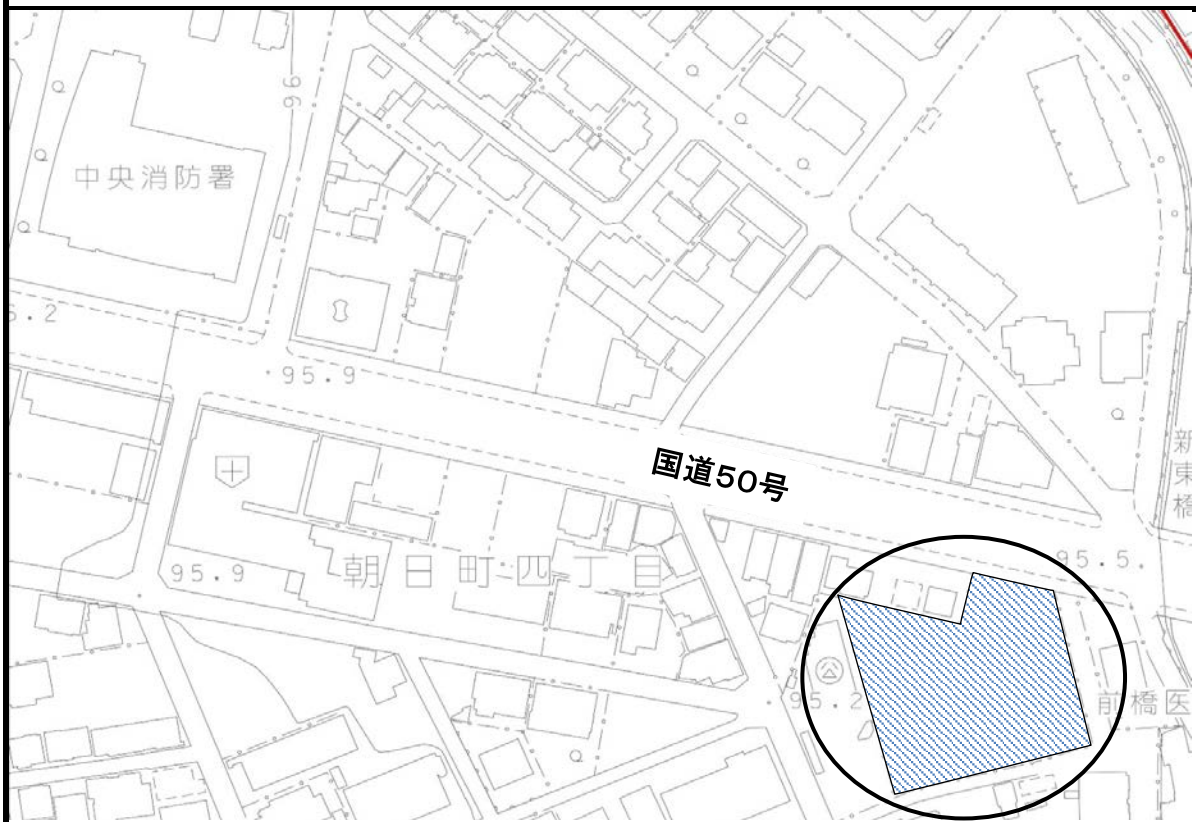
入札番号

1

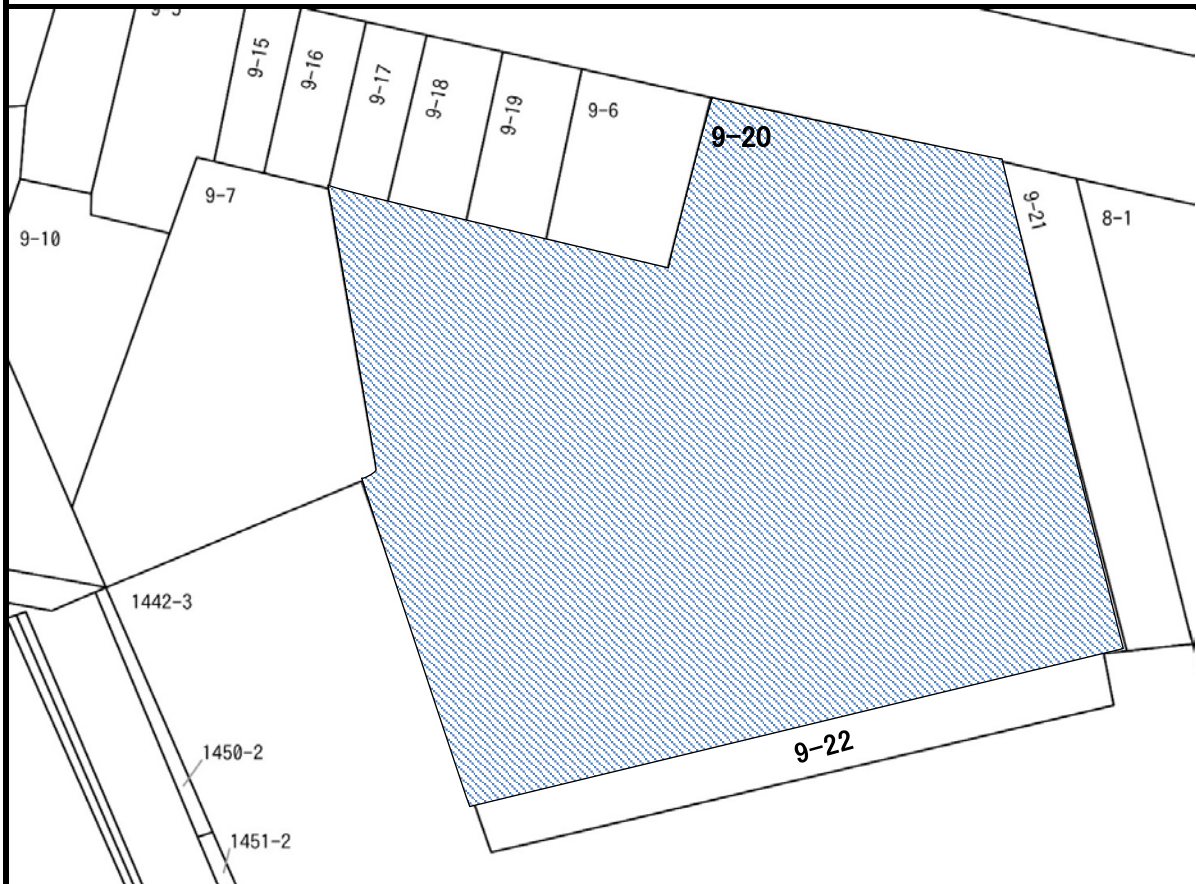
土地の所在

朝日町四丁目 9 番 2 0

位置図



地番図（概要図）



物 件 調 書

入札番号	2	最低入札価格	86,440,000 円 (43,101 円/㎡、 142,233 円/坪)
------	---	--------	---

所在地		南町三丁目 3 2 番 3			
地目		宅地	公簿面積	2,005.51 ㎡	
道路と敷地の関係		北側幅員8m/東側幅員10m/南側道路6m（東側道路：法第42条第1項第1号 南側道路：法第42条第1項第1号 北側道路：法第42条第1項第1号）			
法令に基づく制限	種類	内容		お問い合わせ先 電話番号	
	都市計画区域	市街化区域		(1) 用途地域等について 都市計画課 027-898-6943	
	用途地域	商業地域			
	建ぺい率	8 0 %			
	容積率	4 0 0 %			
	防火地域	指定なし		(2) 建築制限等について 建築指導課 027-898-6754 開発指導課 027-898-6758	
	前橋市立地適正化計画	都市機能誘導区域： 区域内	居住誘導区域： 区域内		
その他の制限等	駐車場整備地区				
供給処理施設の状況	種類	内容	状況	お問い合わせ先	電話番号
	電気	可		東京電力エナジーパートナー(株) カスタマーセンター群馬	0120-995-222
	都市ガス	可		東京ガス(株)北部導管事業部 群馬導管・設備センター	027-323-3843
	上水道	有	取出し有東側 GP75	水道局 水道整備課	027-898-3043
	下水道	有	下水道負担金：賦課済	水道局 下水道整備課	027-898-3063
周辺公共施設	種類	内容		位置関係	
	市役所等	前橋駅		物件から北へ0. 2 k m（直線距離）	
	小学校（学区）	桃井小学校		物件から北西へ1. 1 k m（直線距離）	
	中学校（学区）	第一中学校		物件から西へ0. 7 k m（直線距離）	
留意事項	※現況有姿での引渡しとなります。現地を必ずご確認ください。				
	・本物件敷地内外の土壌、工作物（擁壁・フェンス・埋設物等）、供給設備の補修・移設・撤去・再築造、樹木の剪定及び隣接地権者との協議その他本物件の現況に関する事項について、前橋市は対応しません。また、土壌調査、地盤調査、地下埋設物調査等はありません。				
	・1,000㎡以上の土地であるため、開発行為を行う場合は、都市計画法第29条の許可を必要とします。詳しくは、開発指導課開発係（027-898-6758）へお問い合わせください。				
	開発行為を行う場合は、前橋市宅地開発指導要綱に基づく手続きを必要とします。				
	・本物件上には、建築物（保育室・育児室852.84㎡(RC2階建、S49施工、未登記)）及びプール、遊具、樹木、キュービクル等の諸設備が残存しております。				
・接道面をごみ集積所として使用しています。移設等については、直接自治会にお問い合わせください。					
・埋蔵文化財未調査地のため、開発する場合は、文化財保護課に別途協議をお願いします。					

本物件の売出人	前橋市(財務部資産経営課 027-898-6654)
---------	----------------------------

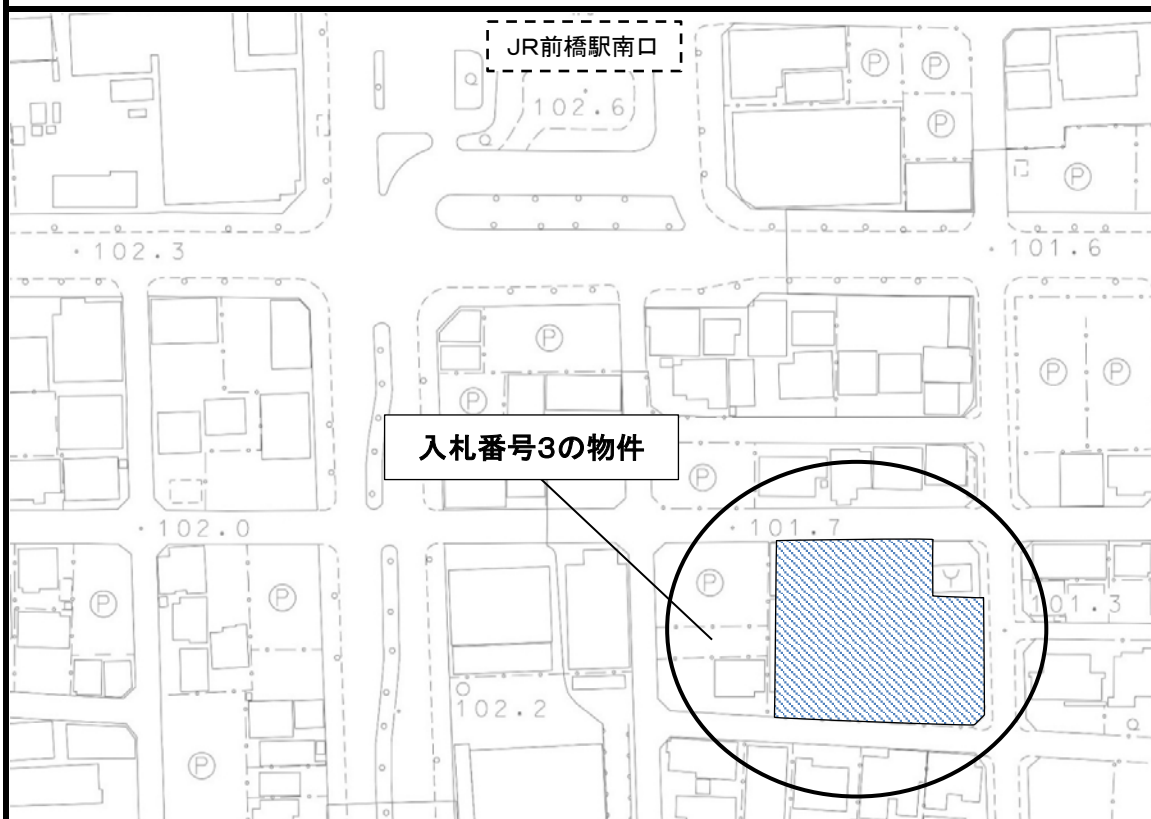
入札番号

2

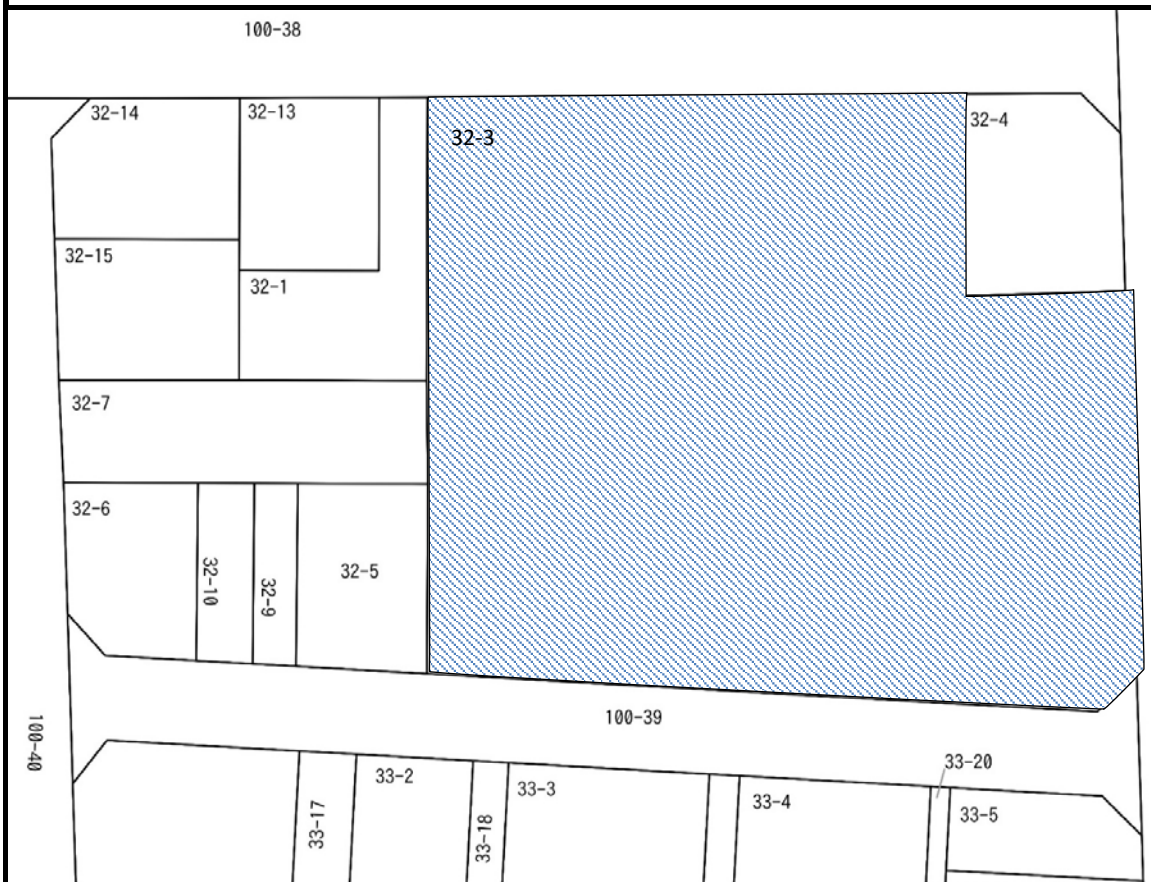
土地の所在

南町三丁目 3 2 番 3

位置図



地番図（概要図）



物 件 調 書

入札番号	3	最低入札価格	12,250,000 円 (61,819 円/㎡、 204,003 円/坪)
------	---	--------	---

所在地		南町三丁目 3 2 番 7			
地目		宅地	公簿面積	198.16 ㎡	
道路と敷地の関係		西側幅員6m（西側道路：法第42条第1項第1号）			
法令に基づく制限	種類	内容		お問い合わせ先 電話番号	
	都市計画区域	市街化区域		(1) 用途地域等について 都市計画課 027-898-6943	
	用途地域	商業地域			
	建ぺい率	8 0 %			
	容積率	4 0 0 %			
	防火地域	指定なし		(2) 建築制限等について 建築指導課 027-898-6754 開発指導課 027-898-6758	
	前橋市立地適正化計画	都市機能誘導区域： 区域内	居住誘導区域： 区域内		
	その他の制限等	駐車場整備地区			
供給処理施設の状況	種類	内容	状況	お問い合わせ先	電話番号
	電気	可		東京電力エナジーパートナー(株) カスタマーセンター群馬	0120-995-222
	都市ガス	可		東京ガス(株)北部導管事業部 群馬導管・設備センター	027-323-3843
	上水道	有	取出し無	水道局 水道整備課	027-898-3043
	下水道	有	下水道負担金：賦課済	水道局 下水道整備課	027-898-3063
周辺公共施設	種類	内容		位置関係	
	市役所等	前橋駅		物件から北へ0. 2 k m（直線距離）	
	小学校（学区）	桃井小学校		物件から北西へ1. 1 k m（直線距離）	
	中学校（学区）	第一中学校		物件から西へ0. 7 k m（直線距離）	
留意事項	※現況有姿での引渡しとなります。現地を必ずご確認ください。				
	・本物件敷地内外の土壌、工作物（擁壁・フェンス・埋設物等）、供給設備の補修・移設・撤去・再築造、樹木の剪定及び隣接地権者との協議その他本物件の現況に関する事項について、前橋市は対応しません。また、土壌調査、地盤調査、地下埋設物調査等はありません。				
	・特定盛土等に該当する行為を行う場合には、盛土規制法の許可を必要とします。詳しくは、開発指導課盛土規制係（027-898-6997）へお問い合わせください。 宅地造成等工事規制区域 ・埋蔵文化財未調査地のため、開発する場合は、文化財保護課に別途協議をお願いします。				

本物件の売出人	前橋市（財務部資産経営課 027-898-6654）
---------	----------------------------

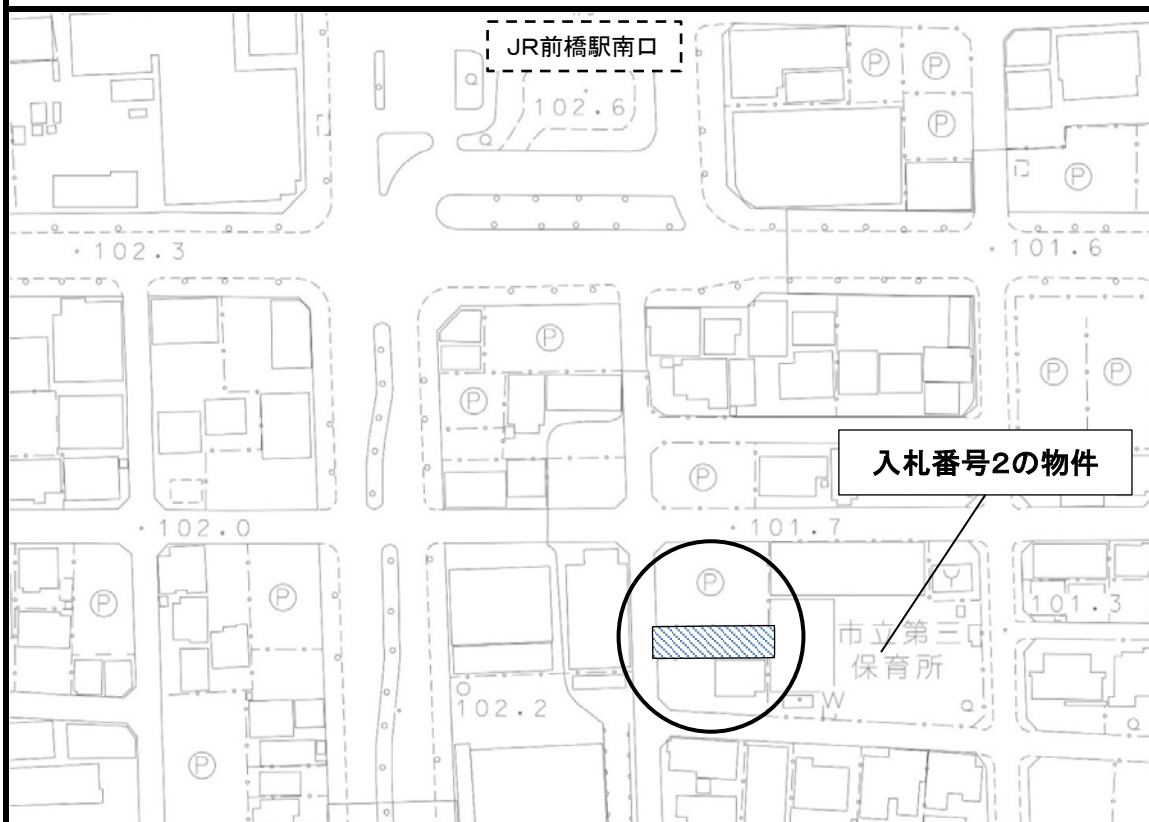
入札番号

3

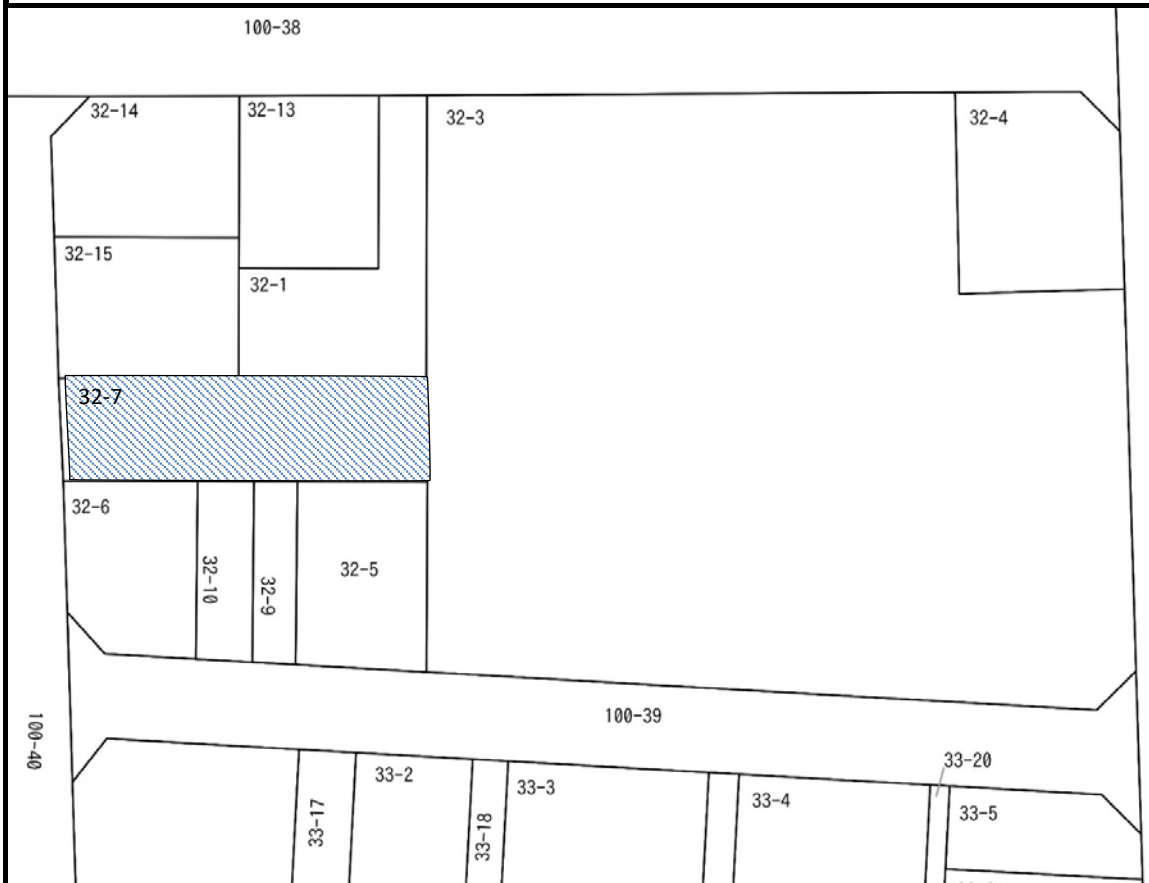
土地の所在

南町三丁目3番7

位置図



地番図（概要図）



物 件 調 書

入札番号	4	最低入札価格	4,990,000 円 (1,302 円/㎡、 4,297 円/坪)
------	---	--------	-------------------------------------

所在地		荻窪町1322番1、1325番1、1326番1			
地目		宅地、原野	公簿面積	3,831.64㎡	
道路と敷地の関係		北側幅員4.5m/東側幅員4m（東側道路：法第42条第1項第1号 南・西側道路：建築基準法外の道（指定外道路） 北側道路：法第42条第1項第1号）			
法令に基づく制限	種類	内容		お問い合わせ先 電話番号	
	都市計画区域	市街化調整区域		(1) 用途地域等について 都市計画課 027-898-6943	
	用途地域	無指定			
	建ぺい率	70%			
	容積率	200%			
	防火地域	指定なし			
	前橋市立地適正化計画	都市機能誘導区域： 区域外	居住誘導区域： 区域外	(2) 建築制限等について 建築指導課 027-898-6754 開発指導課 027-898-6758	
	その他の制限等				
供給処理施設の状況	種類	内容	状況	お問い合わせ先	電話番号
	電気	可		東京電力エナジーパートナー(株) カスタマーセンター群馬	0120-995-222
	都市ガス	不可		東京ガス(株)北部導管事業部 群馬導管・設備センター	027-323-3843
	上水道	有	取出し無	水道局 水道整備課	027-898-3043
	下水道	無	下水道負担金：－ 下水道整備区域外	水道局 下水道整備課	027-898-3063
周辺公共施設	種類	内容		位置関係	
	市役所等	江木駅		物件から南へ1.0km（直線距離）	
	小学校（学区）	桂萱東小学校		物件から南へ2.2km（直線距離）	
	中学校（学区）	桂萱中学校		物件から南西へ3.7km（直線距離）	
留意事項	※現況有姿での引渡しとなります。現地を必ずご確認ください。				
	・本物件敷地内外の土壌、工作物（擁壁・フェンス・埋設物等）、供給設備の補修・移設・撤去・再築造、樹木の剪定及び隣接地権者との協議その他本物件の現況に関する事項について、前橋市は対応しません。また、土壌調査、地盤調査、地下埋設物調査等はありません。				
	・市街化調整区域内の土地であるため、開発行為を行う場合は都市計画法第29条の許可を必要とします。詳しくは開発指導課開発係（027-898-6758）へお問い合わせください。				
	・開発行為を行う場合は、前橋市宅地開発指導要綱に基づく手続きを必要とします。				
	・本物件上には、建築物（農家住宅128.09㎡、付属建物19.83㎡（未登記）、付属建物19.83㎡（未登記））及び建物に付帯する諸設備が残存しております。				
	・本物件は確定測量を行っていません。登記面積で現状有姿のまま引き渡します。				
・埋蔵文化財包蔵地（前橋市0182遺跡）					
・接道面をごみ集積所として使用しています。移設等については、直接自治会にお問い合わせください。					

本物件の売出人	前橋市（財務部資産経営課 027-898-6654）
---------	----------------------------

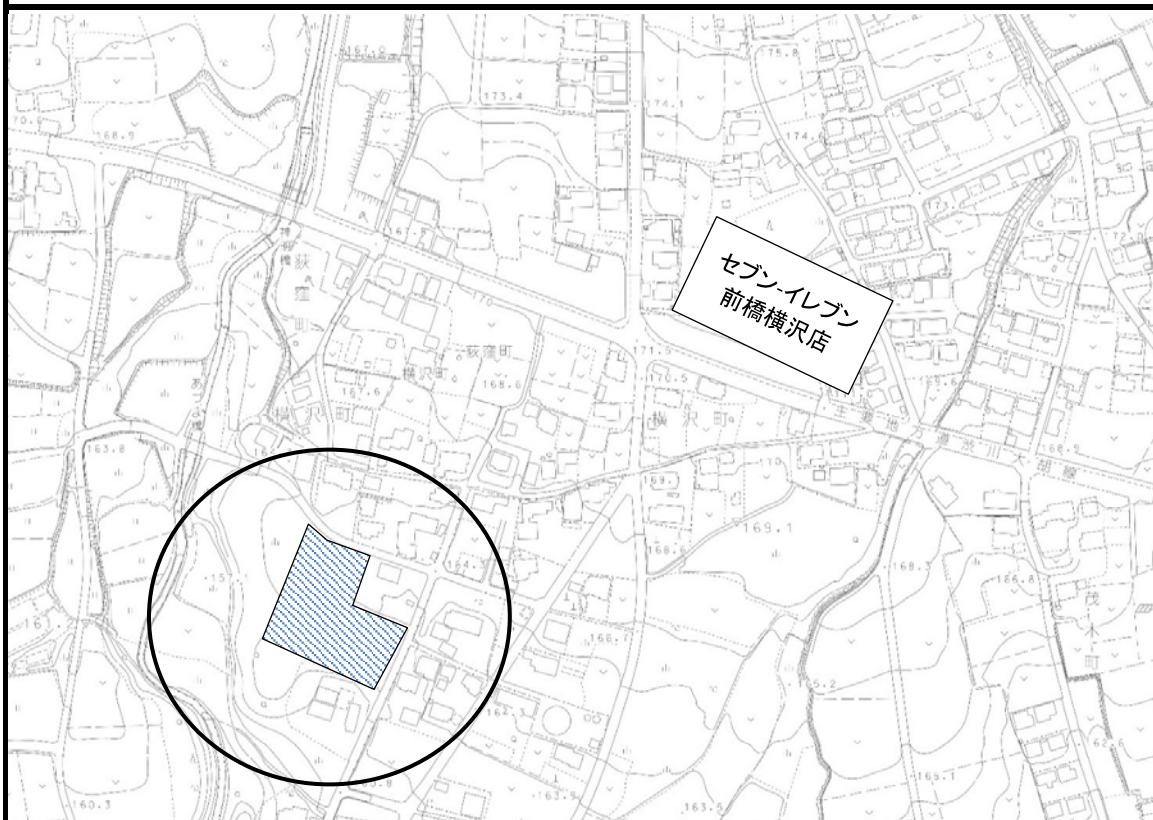
入札番号

4

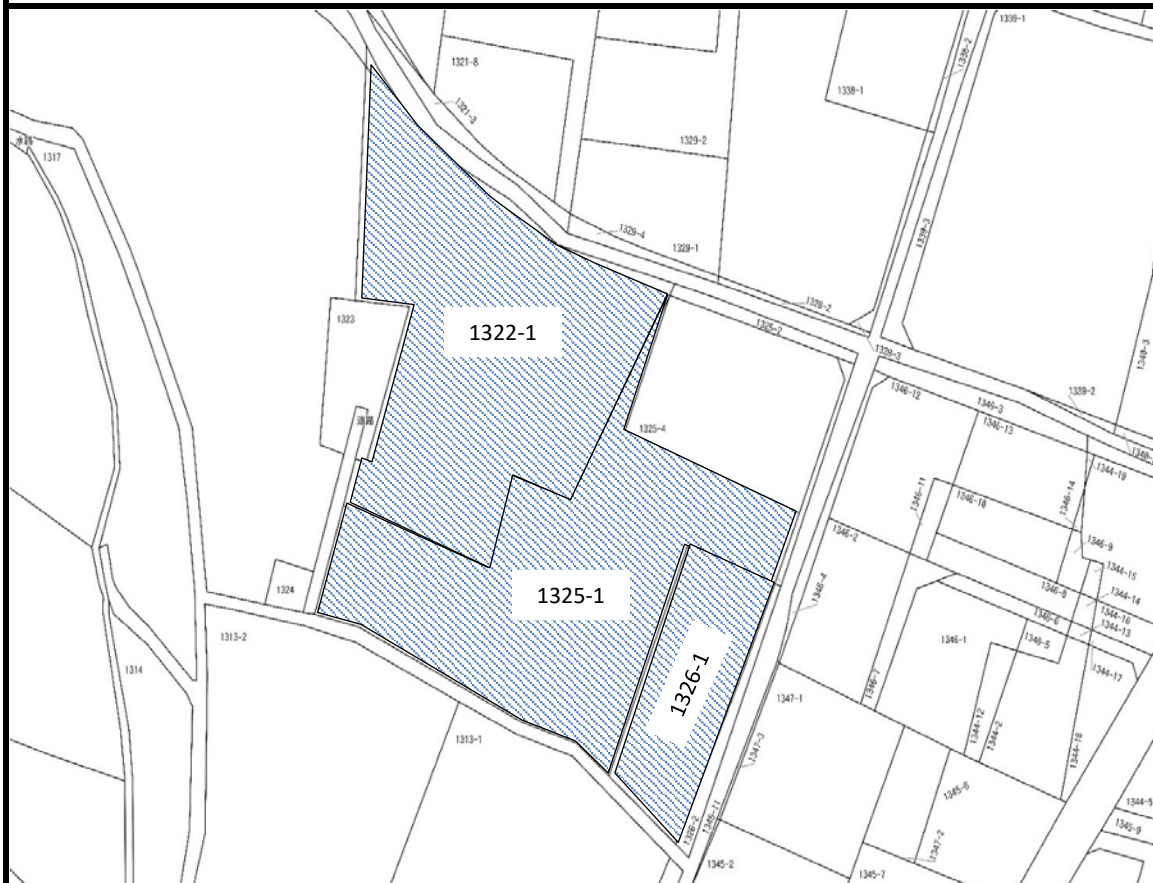
土地の所在

荻窪町1322番1、1325番1、1326番1

位置図



地番図（概要図）



物件調書

入札番号	5	最低入札価格	7,790,000 円 (5,102 円/㎡、 16,837 円/坪)
------	---	--------	--------------------------------------

所在地		堀越町 7 0 1 番			
地目		雑種地	公簿面積	1, 527. 00 ㎡	
道路と敷地の関係		南側幅員4m（南：法第42条第1項第1号）			
法令に基づく制限	種類	内容		お問い合わせ先 電話番号	
	都市計画区域	非線引き区域		(1) 用途地域等について 都市計画課 027-898-6943	
	用途地域	無指定			
	建ぺい率	7 0 %			
	容積率	2 0 0 %			
	防火地域	指定なし			
	前橋市立地適正化計画	都市機能誘導区域： 区域外	居住誘導区域： 区域外	(2) 建築制限等について 建築指導課 027-898-6754 開発指導課 027-898-6758	
	その他の制限等	特定用途制限地域（田園居住地区）			
供給処理施設の状況	種類	内容	状況	お問い合わせ先	電話番号
	電気	可		東京電力エナジーパートナー(株) カスタマーセンター群馬	0120-995-222
	都市ガス	不可		東京ガス(株)北部導管事業部 群馬導管・設備センター	027-323-3843
	上水道	有	取出し無	水道局 水道整備課	027-898-3043
	下水道	無	下水道負担金：-	水道局 下水道整備課	027-898-3063
周辺公共施設	種類	内容		位置関係	
	市役所等	大胡支所		物件から南東へ1. 1 k m（直線距離）	
	小学校（学区）	大胡小学校		物件から南東へ1. 0 k m（直線距離）	
	中学校（学区）	大胡中学校		物件から南東へ1. 0 k m（直線距離）	
留意事項	※現況有姿での引渡しとなります。現地を必ずご確認ください。				
	・本物件敷地内外の土壌、工作物（擁壁・フェンス・埋設物等）、供給設備の補修・移設・撤去・再築造、樹木の剪定及び隣接地権者との協議その他本物件の現況に関する事項について、前橋市は対応しません。また、土壌調査、地盤調査、地下埋設物調査等は行っていない。				
	・西側には地盤面が高い土地があるため、当該予定地は群馬県建築基準法施行条例第5条に規定する「がけに接し、又は近接する場所」に該当する可能性があり、建築計画の内容によっては同条例の規定が適用される場合があります。				
	・特定盛土等に該当する行為を行う場合には、盛土規制法の許可を必要とします。詳しくは、開発指導課盛土規制係（027-898-6997）へお問い合わせください。				
	非線引き区域、宅地造成等工事規制区域 開発行為を行う場合は、前橋市宅地開発指導要綱に基づく手続きを必要とします。				
	・埋蔵文化財未調査地のため、開発する場合は、文化財保護課に別途協議をお願いします。				
	・上水道本管から取出しの際には民地所有者の同意が必要です。				

本物件の売出人	前橋市 (建設部東部建設事務所 027-283-1109)
---------	-------------------------------

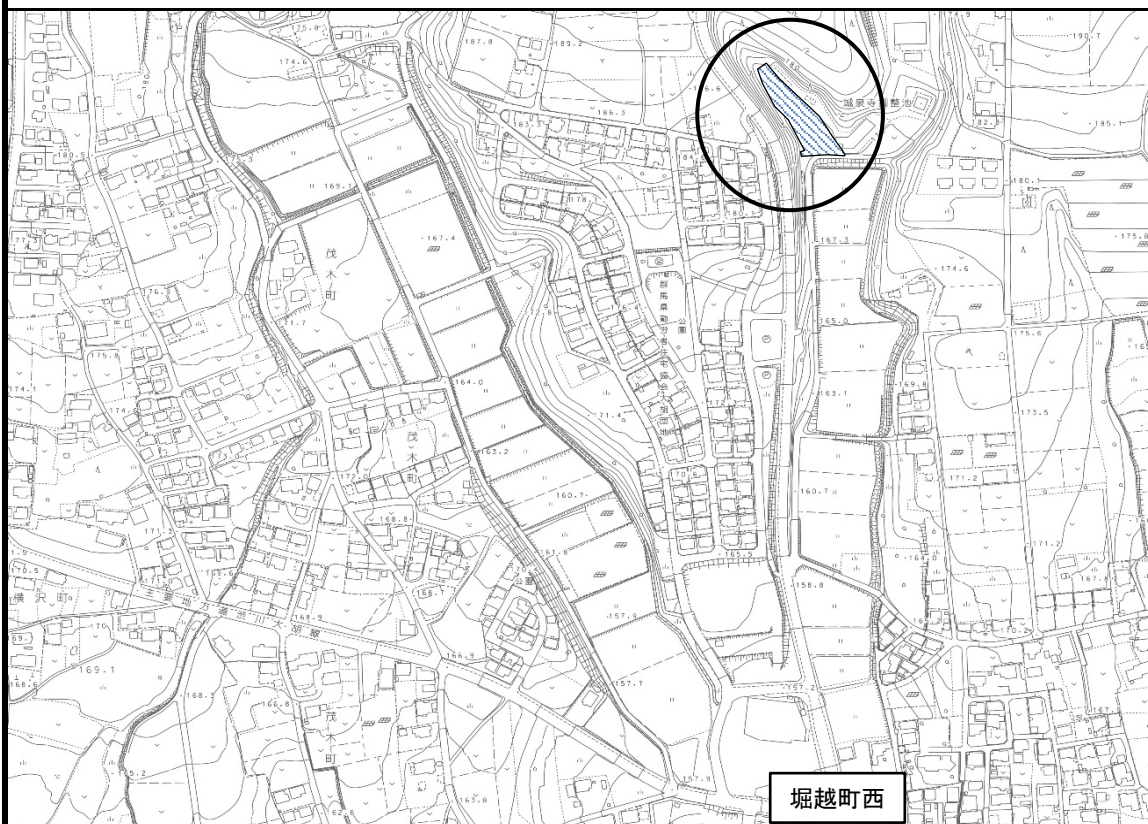
入札番号

5

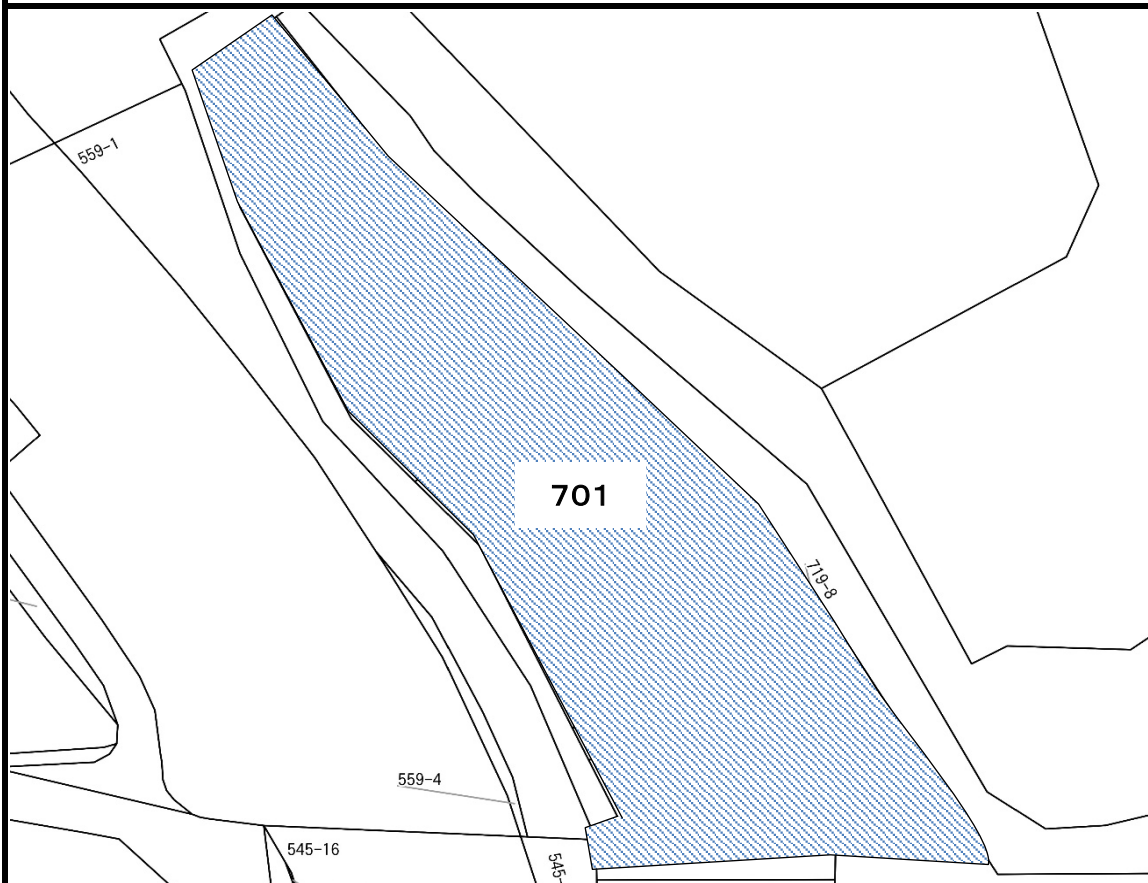
土地の所在

堀越町701番

位置図



地番図（概要図）



物 件 調 書

入札番号	6	最低入札価格	11,430,000 円 (56,660 円/㎡、 186,978 円/坪)
------	---	--------	---

所在地		大渡町一丁目 5 番 2、5 番 3			
地目		宅地	公簿面積	201.73 ㎡	
道路と敷地の関係		西側幅員6m/北側幅員6m（西：法第42条第1項第1号 北：法第42条第1項第1号）			
法令に基づく制限	種類	内容		お問い合わせ先 電話番号	
	都市計画区域	市街化区域		(1) 用途地域等について 都市計画課 027-898-6943	
	用途地域	準工業地域			
	建ぺい率	6 0 %			
	容積率	2 0 0 %			
	防火地域	指定なし		(2) 建築制限等について 建築指導課 027-898-6754 開発指導課 027-898-6758	
	前橋市立地適正化計画	都市機能誘導区域： 区域外	居住誘導区域： 区域外		
	その他の制限等	歴城風致地区			
供給処理施設の状況	種類	内容	状況	お問い合わせ先	電話番号
	電気	可		東京電力エナジーパートナー(株) カスタマーセンター群馬	0120-995-222
	都市ガス	無	LPガス		
	上水道	有	取出し無	水道局 水道整備課	027-898-3043
	下水道	有	下水道負担金：賦課済 ※取付管、要現地確認	水道局 下水道整備課	027-898-3063
周辺公共施設	種類	内容		位置関係	
	市役所等	前橋市役所		物件から南東へ1. 2 k m（直線距離）	
	小学校（学区）	総社小学校		物件から北東へ2. 0 k m（直線距離）	
	中学校（学区）	第六中学校		物件から北東へ2. 3 k m（直線距離）	
留意事項	※現況有姿での引渡しとなります。現地を必ずご確認ください。				
	・本物件敷地内外の土壌、工作物（擁壁・フェンス・埋設物等）、供給設備の補修・移設・撤去・再築造、樹木の剪定及び隣接地権者との協議その他本物件の現況に関する事項について、前橋市は対応しません。また、土壌調査、地盤調査、地下埋設物調査等はありません。				
	開発許可不要 市街化区域、1，000㎡未満 ・埋蔵文化財包蔵地（前橋市0128遺跡及び0129遺跡）				

本物件の売出人	前橋市(産業経済部公営事業課 027-235-2000)
---------	------------------------------

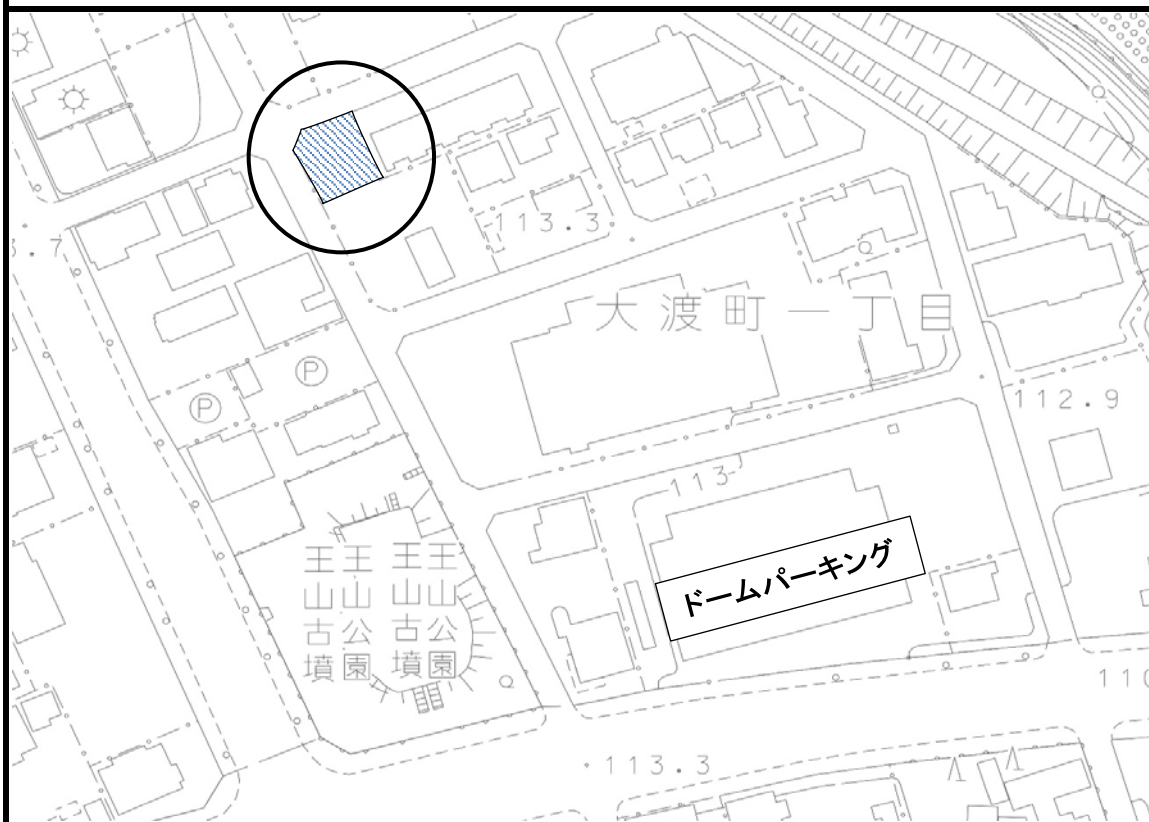
入札番号

6

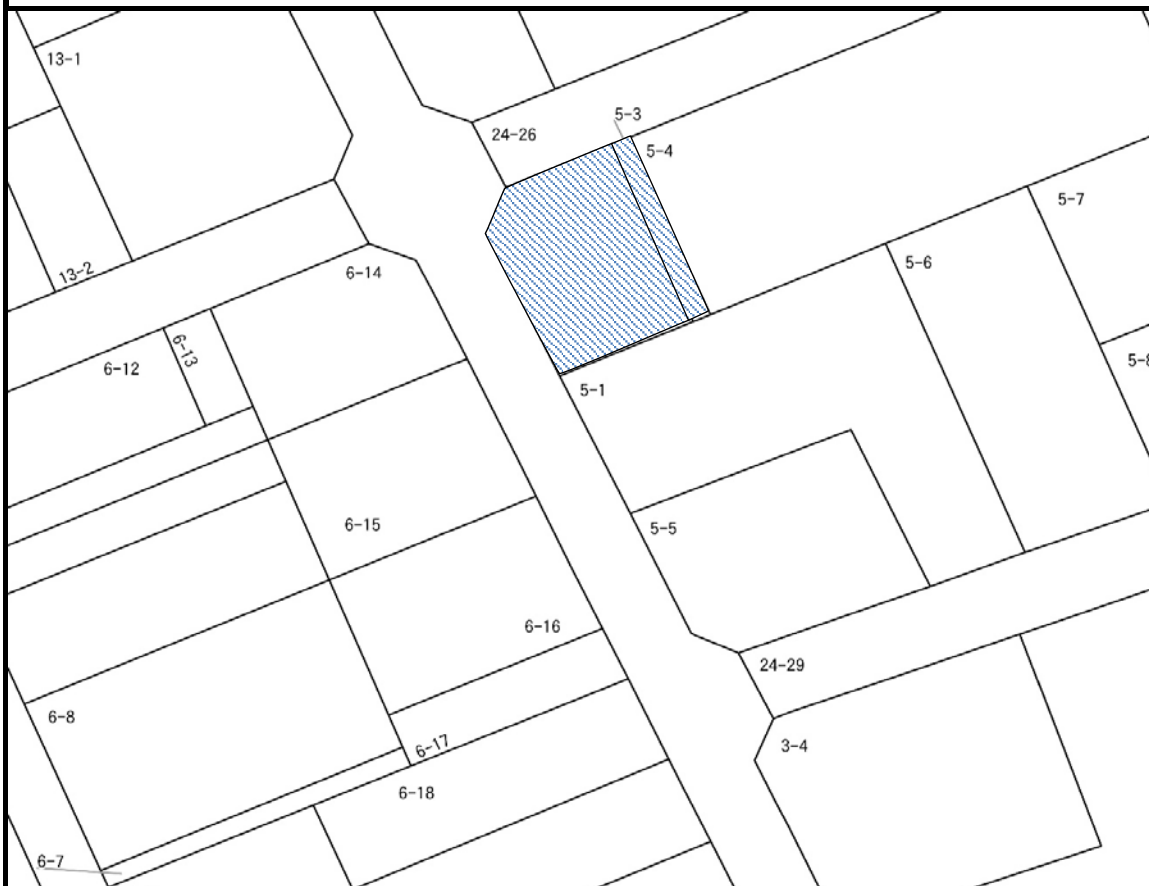
土地の所在

大渡町一丁目 5 番 2、5 番 3

位置図



地番図（概要図）



土 地 売 買 契 約 書 （例）

前橋市（以下「甲」という。）と、（落札者名を記載）（以下「乙」という。）は、次の条項により土地売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買する土地の表示）

第2条 甲が乙に売り渡す土地は、末尾記載の土地（以下「本件土地」という。）とする。

2 本件土地は、土地登記簿に記載されたものをもって契約の基礎とし、現状有姿とする。

3 本件土地について、土地登記簿上の地積と実測による地積に相違があっても、甲、乙ともに売買代金の増減を請求することができないこととする。

（売買代金）

第3条 本件土地の売買代金は、金（落札金額）円とする。

（契約保証金）

第4条 乙は、本契約締結までに契約保証金として金（落札金額の10分の1以上）円を甲の発行する納入通知書により前橋市指定金融機関等に納付しなければならない。

2 甲は、乙が第6条に定める義務を履行したときは、前項に定める契約保証金を前条の売買代金に充当するものとする。

3 第1項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

4 第1項の契約保証金は、第17条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

（契約の費用）

第5条 本契約の締結及び履行等に関して必要な費用は、乙の負担とする。

（売買代金の納付）

第6条 乙は、第3条に定める売買代金のうち第4条第1項に定める契約保証金を除いた金（売買代金から契約保証金を除いた金額）円を、○年○月○日までに甲の発行する納入通知書により前橋市指定金融機関等に納付しなければならない。

2 売買代金の納入期限の延期は、いかなる理由があろうとも認めない。

（所有権の移転）

第7条 本件土地の所有権は、乙が売買代金を完納した時に甲から乙に移転する。

（所有権移転登記）

第8条 乙は、前条の規定により本件土地の所有権が移転した後、速やかに甲に対し所有権移転登記を請求するものとし、甲は、その請求により遅滞なく所有権移転登記を嘱託するものとする。

2 前項の所有権移転登記に要する登録免許税その他の費用は、全て乙の負担とする。

（土地の引渡し）

第9条 甲は、第7条に定める所有権が移転したときに本件土地を現状有姿のまま乙に引き渡しがあったものとする。ただし、第12条第2項の規定により、修補を行う場合その他やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

（容認事項）

第10条 乙は、別表に定める容認事項を確認し、その内容を容認の上、本件土地を買い受けるものとする。

（契約不適合責任）

第11条 乙は、引き渡された本件土地が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、引渡しの日から2年以内に甲に通知したものに限り、次に掲げる修補請求、損害賠償請求又は契約の解除をすることができる。この場合にあっては、甲及び乙は、相手方に対し、協議の申入れをすることができる。

(1) 乙は、甲に対し、本件土地の修補による履行の追完を請求することができる。ただし、甲は、乙に不相当な負担を課すものでないときは、乙が請求した方法と異なる方法による修補をすることができる。

(2) 前号の場合において、修補に要する費用が売買代金の額を超過する場合には、甲は修補責任を負わない。

(3) 契約不適合が本契約及び社会通念に照らして甲の責に帰することができない事由によるものであるときを除き、乙は、不適合によって生じた損害（本件土地に現実かつ直接に生じた損害に限る。）の賠償を請求することができる。ただし、損害賠償額は、売買代金を上限とする。

(4) 乙は、契約不適合により、本契約を締結した目的を達せられないときは、本契約を解除することができる。

(5) 契約不適合が乙の責に帰すべき事由によるものであるとき又は契約締結時に乙が当該契約不適合を知っていたときは、

乙は、前各号の規定による修補請求、損害賠償請求又は契約の解除をすることができない。

2 前項の契約不適合について、乙は、甲に対して代金減額請求をすることはできないものとする。

3 前条の容認事項については、第1項の契約不適合に該当しないものとする。

(危険負担)

第12条 甲及び乙は、本契約締結の時から本件土地の引渡しの時までの間において、本件土地が天災地変その他甲又は乙のいずれの責めにも帰すことのできない事由により滅失したとき又は損傷により修補が不能又は修補に過大な費用を要するとき、その他本契約の履行が不可能となったときは、甲乙双方書面により通知して、本契約を解除することができる。この場合において、乙は、本契約が解除されるまでの間、売買代金の支払いを拒むことができる。

2 甲は、本件土地の引渡し前に前項の事由によって本件土地が損傷した場合であっても修補することにより本契約の履行が可能であるときは、本件土地を修補して乙に引き渡すことができるものとする。

3 第1項の規定により、本契約が解除された場合、甲は、乙に対し、受領済みの金員を無利息で速やかに返還するものとする。

(行為の制限)

第13条 乙は第9条に規定する本件土地の引き渡しの日から次に該当する行為をしてはならない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業のために使用すること。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に定める暴力団または同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する使用をすること。

(3) 前2号のいずれかに該当する用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、又は本件土地を貸し付けること。

(契約の解除)

第14条 乙に本契約に違反する行為があったときは、甲は本契約を解除できるものとする。

2 前項の規定により、本契約が解除された場合、甲は、乙に対し、受領済みの金員を無利息で速やかに返還するものとする。

3 甲は、第1項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害(本契約の締結及び履行等に関し、乙が支出した一切の費用を含む。)について、何ら賠償ないし補償することを要しない。

4 乙は、甲が第1項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(乙の原状回復義務等)

第15条 乙は、甲が前条の規定により本契約を解除したときは、甲の指定する期日までに本件土地を原状に回復し、返還しなければならない。ただし、甲が適当と認めたときは、現状のまま返還することができるものとする。

(違約金)

第16条 乙は、甲が第14条第1項の規定により本契約を解除したときは、第3条の売買代金の10分の1に相当する金額を、違約金として甲に支払わなければならない。

2 前項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付が行われているときは、甲は、当該契約保証金をもって違約金に充当するものとする。

3 第1項の違約金は、次条に規定する損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(損害賠償)

第17条 乙は、乙が本契約に定める義務を履行しないことにより甲に損害を与えたときは、損害賠償としてその損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

(返還金の相殺)

第18条 甲は、第14条第2項の規定により受領済みの金員を返還する場合において、乙が第16条第1項に定める違約金又は前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する金員の全部又は一部と相殺する。

(公租公課の負担区分)

第19条 本件土地に係る公租公課その他一切の費用は、第9条に規定する土地の引き渡し完了の日までは甲の負担とし、以後は乙の負担とする。

(有益費等の請求権の放棄)

第20条 乙は、第14条の規定によりこの契約を解除された場合において、本件土地に投じた有益費、必要費又はその他の費用があってもこれを甲に請求することができない。

(所轄裁判所)

第21条 本契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えの管轄は、前橋市を管轄区域とする前橋地方裁判所とする。

(協議)

第22条 本契約に定めていない事項又は本契約に疑義を生じたときは、民法（明治29年法律第89号）その他関係法規則に従い、甲乙両者で協議のうえ定めるものとする。

本契約を締結した証として、本書2通を作成して甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 前橋市大手町二丁目12番1号
前 橋 市
代表者 市長 小 川 晶

乙 住 所

氏 名

別表（第10条関係）

容認事項
(1) 本件土地の隣接地との境界について、甲乙両者間で疑義等の争いはなく、引渡し後に、疑義等が生じても乙は、甲に対し、一切の修補請求、代金減額請求、解除、損害賠償等の責任を問わない。
(2) 本件土地は、現状有姿で引き渡すものとし、引渡し後は、本件土地内外の土壤、工作物及び供給設備の補修、移設、撤去及び再築造並びに樹木の剪定について、甲は対応しない。
(3) 本件土地引渡し後は、近隣地権者との協議等について、甲は対応しない。
(4) 水道管、ガス管等の公共埋設物が、設置者の提供する図面に相違があったことにより、本件土地内に存在し、それらの撤去移設等を求める場合は、乙が設置者に対応を協議するものとする。
(5) 本件土地は、土壤汚染調査、地盤調査及び地下埋設物調査等を行っていない。
(6) 本件土地の周辺環境及び近隣関係は、変化する場合がある。

土地の表示（第2条関係）

所 在	地 目	公 簿 地 積
前橋市 町 番		(土地登記簿上の地積) m ²

(以下余白)

※注 別表（第10条関係）の容認事項は物件により内容が変更となる場合があります。

入札参加申込書

令和 年 月 日

(宛先) 前橋市長

郵便番号 —

住所又は所在地

ふりがな
氏名又は名称

ふりがな
代表者氏名（法人の場合のみ）

電話番号

令和8年12月7日に行う市有地売却一般競争入札に参加したいので、申し込みます。

入札番号	土地の所在地

※申込みに来られる方が申込者と別の場合は、下記もご記入ください。

来庁者氏名

電話番号

(注意)

- 1 共有名義で申し込む場合は、全員が記名し、名前の横に持分割合を明記してください。
- 2 申込者が個人の場合は、住民票（発行後3か月以内のもの）を添付して下さい。
- 3 申込者が法人の場合は、商業登記現在事項証明書（発行後3か月以内のもの）を添付してください。

誓約書

令和 年 月 日

(宛先) 前橋市長

郵便番号

—

住所又は所在地

ふりがな

氏名又は名称

ふりがな

代表者氏名（法人の場合のみ）

生年月日（法人の場合、代表者）

昭和 平成 年 月 日生

私は、前橋市が令和8年12月7日に行う市有地売払い一般競争入札に参加するにあたって、下記の事項を誓約します。

記

- 1 私は、地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しませんので、前橋市が私を同条第1項第3号に規定する者に該当するか否かについて、警察署に照会することを承諾します。
- 2 私は、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員に該当しません。
- 3 私は、地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者若しくは2に規定する者から委託を受けた者又はそれらに規定する者の団体に該当しません。
- 4 私は、公有財産の買受けについての一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格を有しています。
- 5 私は、地方自治法第238条の3第1項に規定される公有財産に関する事務に従事する前橋市職員に該当しません。
- 6 私は、「令和8年度 第2回一般競争入札による市有地売払い案内」に記載された内容すべてを承知したうえで入札に参加いたします。

- * 共有名義の場合は、全員が記名してください。
- * 地方自治法施行令第167条の4の内容は「令和8年度 第2回一般競争入札による市有地売払い案内」2ページをご覧ください。
- * 前橋市では、市の事務事業から暴力団等を排除するため、入札参加申込者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。
- * この様式に記載された個人情報、暴力団等を排除する目的以外には使用しません。

○市有地随時売払いのご案内

過去に実施した一般競争入札で応札のなかった土地についても、随時売払いを受け付けています。

詳しくは、担当課までお問合せください。

随時売払いする主な物件

所在地	地目	面積 (㎡)	価格 (円)	担当課
鼻毛石町 1 7 0 7 番 6、1 7 0 7 番 1 0	雑種地	346.00	5,420,000	資産経営課
大胡町 7 0 8 番 1、7 0 8 番 4、7 0 8 番 5	宅地	234.96	4,380,000	
河原浜町 3 0 7 番、3 0 8 番 2	雑種地	1456.00	13,500,000	
大前田町 1 5 5 1 番 2 0	雑種地	263.00	1,910,000	
粕川町下東田面 3 1 0 番	雑種地	452.00	1,730,000	

お問合せ先

担当課	電話番号 (直通)
資産経営課	0 2 7 - 8 9 8 - 6 6 5 4

土地の詳細は、前橋市ホームページをご覧ください。



または、

